

八王子市農村環境改善センター指定管理者事業計画書

1．応募理由

本委員会は、昭和59年4月の上川農村環境改善センターの開設以来、市からの委託を受け管理運営を行ってきた。また、平成18年4月1日からは指定管理者として事業を推進してきた実績がある。

当該センターは、当初地域農業者等に対し農業経営の改善並びに健康の増進等に必要施設を供与し、もって農村環境の改善を図るという目的で、農業振興の一環としての施設として開設されたものであるが、現在の利用実績は地域のコミュニティ施設として、農林業従事者にかかわりなく活用されており、その管理運営については、地域住民との密接な連携体制にあり、さらに長年にわたる実績による管理運営のノウハウを有する本委員会が、引き続き指定管理者となることが適切であると確信するものである。

2．管理運営取り組み方針

管理運営にあたっての取り組み方針は下記のとおりである。

利用の充実、サービスの向上を目指す。

利用にあたっての公共性、公平性、公正性を確保する。

適切かつ効率的な運営により、経費の節減に努める。

個人情報保護の管理、危機管理に努める。

安定、継続した管理運営を目指す。

コミュニティ施設として地域に密着した管理運営に努める。

施設においてイベント等を開催し、地域交流を深める。

3．管理運営体制

上川3町会（東部、中部、西部）の600世帯をもって当運営委員会は組織され、会則に基づきセンター運営委員会に係る事業計画は、総会、役員会において決定し、執行する。

4．防犯、防災対策

センターの開館時間内は、管理人を常駐させ、夜間や休日等には、警備専門会社に再委託し、防犯、防災対策に努める。

5．緊急時の体制、対策

緊急時において管理人は、会長または副会長に速やかに連絡し、会長又は副会長はその対応を決定する。なお、必要に応じて市農林課に連絡し、対応を協議するとともに指示に従う。

6．環境対策

業務の実施にあたり、省エネルギー・ごみ減量化・リサイクル等のエコアクションプランの取組や、環境マネジメント LAS-E にもとづき、環境に配慮した取り組みに努める。

7．利用者ニーズの把握、サービスの向上

利用実績については市に報告するとともに、利用者のニーズについても把握しており、サービスの向上に可能な限り努める。

8．苦情処理

管理運営に関する基本的な苦情に対しては、管理人は可能な範囲内で対応するとともに、役員会に報告する。報告を受けた役員会は、対応を検討し適切に処理する。なお、必要に応じ市農林課に報告する。

9．個人情報保護、情報公開

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、八王子市個人情報保護条例及びその他の関係法規を遵守し、個人情報保護の規定の整備に努めるとともに市の指導、監督に従う。また、個人情報に関するものを除き、保有する情報を公開する。

10．指定管理期間終了時の引継ぎ方策

センターの指定管理期間の終了時に管理を交代する場合は、事業の継続性に支障が生じないように管理業務の引継ぎを行う。